

受理年月日	令和 6 年12月23日	所管委員会	福祉都市委員会
番 号	6 年 陳 情 第 1 1 号		
件 名	病院への適切な行政指導及び要介護認定の不正利用について		
陳 情 者			
分割送付	なし		
要 旨	2017 年 9 月から 2022 年 5 月に本人が精神科、内科を受診、精神科医師は本人、家族に「診断は難しいので分からない」と診断名を教えてもらえなかった。しかし、2017 年から 2022 年に発行した介護保険意見書や診療情報提供書（内科）に「認知症」と記載があった。2023 年 7 月 17 日に精神科に病名を確認すると「軽度認知機能障害と鬱状態の併存」と回答（録音有）があった。保健所に通報したが「立入検査をする」、「順番に回っている」、「そういう調査はしない」と結果、対応してもらえなかった。病院からも説明拒否されたままである。 2022 年 1、2 月に 2 回受診した精神科の医師から、2022 年 4 月「診察時にアルツハイマー型認知症中等度と診断していた、あなたが聞かなかったから病名は伝えなかった」と言われた。1 回目は何も検査をせず診断、2 回目はHDS-R検査をして「13 点だから中等度は間違いない」という説明だった。保健所に通報したが「丁寧に説明してくださいと電話で注意した、これ以上は何もしない」と言われた。いい加減な診断で、認知症の診断基準を無視した、病名を訂正しない医師を放置している。 2022 年 5 月、博多区地域保健福祉課職員が本人の要介護認定を代理申請、結果は「要支援 1」だった。すぐに区分変更すると「要介護 3」になった。しかし、その間病気やけがをして病院を受診した履歴はない。福祉局の介護認定係に不正利用であると通報したが「調査はしない、しない理由も答えない」と回答があり、現在も不正利用が続いている。利用者側の不正は処分されるのに、保険者は堂々と不正利用している。介護保険料は福岡市のお金ではないし、不正利用は許されない。 よって、以下の事項について陳情する。 1. 病院への適切な行政指導を行うこと。 2. 要介護認定の不正利用について調査すること。		

陳情書

令和 6 年 12 月 23 日

福岡市議会議長
打越基安 様

陳情者 住所
氏名

本人

陳情の趣旨

福岡市が病院へ適切な行政指導を行わないため、医師がいい加減な診断をしている。
福岡市が要介護認定の不正利用をさせている。通報しても調査も説明もしない。

陳情事項

1. 病院への適切な行政指導を行っていない

① 西保健所に対する苦情()

2017 年 9 月～2022 年 5 月に本人 が精神科・内科を受診、精神科医師は本人・家族に「診断は難しいのでわからない」と診断名を教えてもらえなかった。しかし、2017～2022 年に発行した介護保険意見書や診療情報提供書(内科)に「認知症」と記載があった。2023 年 7 月 17 日に精神科に病名を確認すると、「軽度認知機能障害とうつ状態の併存」と回答(録音有)があった。保健所に通報したが、「立ち入り検査をする」→「順番に回ってる」→「そういう調査はしない」と結果対応してもらえなかった。病院からも説明拒否されたままである。()

② 博多保健所に対する苦情()

2022 年 1、2 月に 2 回受診した精神科の医師から、2022 年 4 月「診察時にアルツハイマー型認知症中等度と診断していた、あなたが聞かなかったから病名は伝えなかった」と言われた。1 回目は何も検査をせず診断、2 回目は HDR-S 検査をして「13 点だから中等度は間違いない」という説明だった。保健所に通報したが、「丁寧に説明してくださいと電話で注意した、これ以上は何もしない」と言われた。いい加減な診断で、認知症の診断基準を無視した病名を訂正しない医師を放置している。()

2. 福岡市が要介護認定を不正利用させている。

2022 年 5 月博多区地域保健福祉課職員が本人の要介護認定を代理申請、結果は「要支援 1」だった。すぐに区分変更すると「要介護 3」になった。しかし、その間病気やケガをして病院を受診した履歴はない。介護認定係に不正利用であると通報したが、「調査はしない、しない理由も答えない」と回答があり、現在も不正利用が続いている。利用者側の不正は処分されるのに、保険者は堂々と不正利用している。介護保険料は福岡市のお金ではないし、不正利用は許されない。調査をしてほしい。() 以上

